

## 有価証券保護預り約款

1. 有価証券の保護預り取引には、お届けの印章をご使用ください。
2. お預入れおよびお引出しになるときは、当金庫所定の用紙に必要事項を書き入れ、ご記名押印のうえ、この通帳とともにお差出してください。
3. 保護預り有価証券は、とくにお申出のないかぎり、原則として当金庫名義登録の方法で管理します。
4. 保護預り取引について、ご使用の印影をかねてお届けの印鑑と照合し、相違ないと認めて取り扱いましたうえは、印章の盗用その他いかなる事故がありましても、当金庫は、いっさいその責を負いません。
5. 次の場合には、ただちに当金庫所定の用紙により手続をおとりください。
  - (1) この通帳を喪失、破損または汚染されたとき
  - (2) 印章を喪失されたとき
  - (3) 印章、名称、住所、代表者等を変更されたときこれらの手続をされなかったために生じた事故および損害については、当金庫は、いっさいその責を負いません。
6. 郵便により有価証券を送付する場合は、書留配達証明郵便によるほか無記名証券には運送保険を付します。運送保険を付す必要がないかまたはとくにご希望がある場合は、あらかじめお申出ください。  
書留配達証明郵便の費用は当金庫で負担しますが、その他の費用は実費をいただきます。郵送中の事故による損害については、当金庫は、郵便局以上の責を負いません。
7. 保護預り有価証券の元利金は、期日に取立のうえお支払いします。
8. 保護預り有価証券を、当金庫名義登録の方法で管理する場合、そのお引出し、移転登録等は、利払期日・償還日前3週間はできません。
9. 天災その他不可抗力による保護預り有価証券の損害については、当金庫は、いっさいその責を負いません。
10. 保護預り有価証券の公示催告、失権公告、償還公告等については、万一調査もれのため損害が生じましても、当金庫は、いっさいその責を負いません。
11. 保護預り手数料は、当金庫所定の料率によりいただきます。この手数料は、便宜取立元利金からいただくことがあります。
12. 抹消登録、移転登録、担保権設定登録等に要する費用は、実費をいただきます。
13. この通帳は、売買、譲渡または質入れすることができません。
14. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。